

大空町再生可能エネルギーゾーニングマップ パブリックコメント

「大空町再生可能エネルギーゾーニングマップ（案）」に関する意見の内容と町の考え（回答）について

1. 募集期間：令和8年2月20日～令和8年3月23日
2. 意見者数：1者
3. 意見数：27件

No	意見	回答
1	本件報告書第3章（p. 3-1～p. 3-48）に記載された一次ゾーニングにおける各エリアの設定が、温対法第21条第7項及び同施行規則第5条の2第1項に定める促進区域設定に係る環境省令により定める基準と、温対法第21条第8項及び同施行規則第5条の3ないし第5条の5に定める促進区域の設定に関する北海道の環境配慮の基準（以下「北海道環境配慮基準」という。）のみに基づき実施されたものであることの確認を求める。	一次ゾーニングは、温対法第21条第6項に規定する都道府県が定める促進区域の設定に関する基準である北海道「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（令和6年11月）」のみに基づき実施しています。
2	一次ゾーニングにおける女満別ゴルフコースの結果につき、本件報告書の記載に照らして詳細を明らかにされたい。具体的には、本件報告書 p. 3-46 の図 3-38（一次ゾーニングレイヤー（太陽光））によれば、女満別ゴルフコースは「促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）」に該当し、「促進・調整」エリアに区分されたものと見受けられる。また、p. 3-48 の図 3-40 によれば、女満別ゴルフコースは「促進区域に含めることが適切でない認められる区域」には該当していない。この女満別ゴルフコースに関する各ゾーニング該当性の認識は正しいか。女満別ゴルフコースに関	本報告書の一次ゾーニング段階において、女満別ゴルフコースは「促進区域に含めることが適切でない認められる区域」には該当しておらず、「促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）」に該当しております。 女満別ゴルフコースが一次ゾーニングにおいて「考慮対象事項」に該当した根拠は、報告書表 3-3（p. 3-4）、表 3-5（p. 3-6）における「No. 51・52・108 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）」に該当するためです。これらの分布については、報告書図 3-23（p. 3-30）、図 3-24（p. 3-31）、図 3-37（p. 3-44）に記載してお

No	意見	回答
	<p>する一次ゾーニング結果の確認を求める。もっとも、本件報告書からは、女満別ゴルフコースがいかなる基準項目において「考慮対象事項」に該当したかの根拠が不明瞭であるため、該当根拠についての説明を求める。</p>	<p>ります。</p>
3	<p>本件報告書 p. 5-5 の表 5-3（垂直視角と鉄塔の見え方）に関連して、高さが明らかに異なる太陽光発電設備及び風力発電設備に係る景観レイヤーを作成するに当たり、グリッドの離隔距離の根拠を鉄塔高さ約 70m とした理由を明示することを求める。太陽光発電設備は風力発電の鉄塔と高さが大きく異なることに照らせば、同一の離隔基準を用いることの合理性が本件報告書上明らかでない。</p>	<p>報告書 p. 5-45 のとおり、陸上風力発電の離隔距離を 2,000m、太陽光発電の離隔距離を 500m とし、異なる基準を基にゾーニングを実施いたしました。</p>
4	<p>一次ゾーニングが温対法及び同施行規則に基づく北海道環境配慮基準を根拠として実施されたものであるならば、当該基準のうちどの項目に基づき女満別ゴルフコースが調整エリアに分類されたかを明示することは、本件報告書の適正性を担保するために不可欠である。</p>	<p>No. 2 の回答に同じです。</p>
5	<p>本件報告書は温対法に基づく促進区域の策定を目的としているところ、温対法に規定された手続に則り策定されるべきものである。本件報告書のゾーニング策定において、大空町内で再生可能エネルギー事業を営む者を含め、温対法第 21 条第 11 項及び同施行規則第 2 条に基づく地域脱炭素化促進事業を行うと見込まれる事業者を含む関係者からの意見聴取が実施されたか否かを明示することを求める（本件報告書概要版 p. 1、スライド 1 参照）。実施した場合には、</p>	<p>ゼロカーボン推進委員会、ワークショップ、住民説明会において、公募により参加者を募り、町民・事業者（地域脱炭素化促進事業を行うと見込まれる事業者を含む）等からの意見聴取の場を設定いたしました。その結果、これらに関して、地域脱炭素化促進事業を行うと見込まれる事業者の参加はございませんでした。</p>

No	意見	回答
	対象事業者の名称、事業内容、選定方法及び意見聴取の範囲と理由を開示することを求める。実施していない場合には、その理由を明示することを求める。	
6	上記3つの意見収集手続は、いずれも再生可能エネルギー事業者を直接の対象とした意見聴取に該当するか否かを明示することを求める。	町民・事業者等を対象とした町民ワークショップ、町民アンケート、大空町ゼロカーボン推進委員会を実施いたしました。
7	本件報告書においては、意見収集手続として、①2025年10月6日及び7日実施の町民ワークショップ（p.4-1～p.4-17）、②2025年12月9日から19日実施の町民アンケート調査（p.4-18～p.4-45）、並びに③大空町ゼロカーボン推進委員会（p.4-46～p.4-53）の3手続が実施されたことがうかがえる。これら3手続以外に意見聴取を実施したか否かを明示することを求める。	3手続以外に、作成したゾーニングマップに対する町民説明会を公募にて実施いたしました。 また、令和7年12月から令和8年1月まで、町政懇談会ふれあいトークを開催、14自治会で実施し、253名の参加がありました。
8	本件報告書p.4-46（4.4.1概要）によれば、ゼロカーボン推進委員会は「町民・事業者からなる大空町ゼロカーボン推進委員会」との説明がなされているが、温対法第21条第13項に基づく実行計画協議会に該当するか否かが本件報告書上不明瞭である。また、同委員会の具体的な参加者の人数、属性及び委員の選出方法も本件報告書上明示されていない。温対法第21条の協議会に該当する場合は、参加者の選定方法及び温対法第22条第2項各号への該当状況を開示することを求める。	ゼロカーボン推進委員会は、温対法第21条第13項に基づく実行計画協議会に該当いたします。 参加者の選定方法は、同法第22条第2項に該当する団体等からそれぞれ推薦をいただき委嘱した他、一般公募による委員も委嘱しています。該当状況は別添資料のとおり。
9	温対法の趣旨に照らせば、促進区域の設定に直接的な利害関係を有する再生可能エネルギー事業者の意見はゾーニングの策定において	No.5の回答に同じです。

No	意見	回答
	<p>考慮されるべき重要な要素であり、その聴取の有無及び内容を開示することは本件報告書の適正性の観点から不可欠である。</p>	
10	<p>本件報告書のゾーニングにおいて、町民意見の反映を行った法的根拠を明示することを求める。温対法に基づく促進区域の策定においては、環境省令で定める基準、及び都道府県が定める促進区域の設定に関する基準に則って促進区域が策定されることが予定されている。北海道環境配慮基準において、住民意見を重要視すべき基準項目は存在しないため、促進区域の設定に住民の意見を反映することは予定されていない。本件条例第8条においても、抑制区域は、第1号ないし第10号の各基準及び第11号の町長の裁量により指定する規定となっている。すなわち、温対法及び本件条例のいずれにおいても、ゾーニングへの町民意見の反映は予定されていない。しかし、本件報告書においては、一次ゾーニングの結果に町民意見を反映させ、最終的なゾーニングを策定している。かかる町民意見の反映は、温対法や本件条例に明確な法的根拠がないものとする。本件報告書において町民意見の反映を行った法的根拠を明示することを求める。</p>	<p>北海道「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（令和6年11月）」において、「市町村は、法第21条第5項の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるに当たって、次の事項に留意する必要があります。」とあり、この内容として「地域住民に対しては、促進区域の計画段階において広く説明を行い、意見を聞く機会を設けて促進区域設定に反映すること。」と記載されていることから、温対法第21条第5項に基づきます。この点に関して、説明が不足していたことから、報告書p.4-1に追記いたしました。</p>
11	<p>一次ゾーニングの結果に町民意見を反映して最終的なゾーニングを策定するに当たり、本件報告書p4-54～p.4-56（4.5町民意見レイヤーの作成）に記載された方針の判断について、反映すべき意見とそうでない意見をいかなる基準により取捨選択したかを明示することを求める。ゾーニングにおける町民意見の取捨選択の基準が明示</p>	<p>北海道基準との重複、エリア化可否等を考慮しつつ、ゼロカーボン推進委員会での協議を基に、ゾーニングへの反映を検討いたしました。</p>

No	意見	回答
	されなければ、特定の意見が恣意的に重視又は排除されていないかを外部から検証することができず、本件報告書の公正性が担保されない。	
12	本件報告書 p. 6-3 の表 6-2 (レイヤーの重ね合わせ順) には「町民意見」「住民意見」の双方が記載されているが、両者の定義及び区別が本件報告書上明示されていない。さらに、各意見レイヤーをゾーニングに反映するに当たり、どのような方法で定量化及び区域設定を行ったかについても本件報告書上説明がない。ゾーニングは客観的かつ法令に基づく基準に従って実施されるべきものであり、かかる手法の明示を求める。	「町民意見」と「住民意見」に定義の違いや区別はなく、同一のものを指しているため、誤解を招かないよう「町民意見」として統一します。また、区域設定に関しては、報告書表 4-41～4-42 (p. 4-55～4-56) に記載しているとおおり、法務省、国土交通省、農林水産省等のデータを基に実施いたしました。
13	本件報告書において、一次ゾーニングでは調整エリアに位置づけられていた女満別ゴルフコースが最終的なゾーニングにおいて保全エリアへと変更された具体的な根拠及び意思決定のプロセスを明示することを求める。	具体的な根拠については、No. 10、No. 11、No. 12 の回答に同じです。また、意思決定のプロセスは報告書表 4-54 (p. 4-54)、表 6-2 (p. 6-3) に記載のとおり、再生可能エネルギー促進の観点より緩和に関する町民意見を優先したうえで、その他の箇所については町内の自然・景観等の保全の観点より調整エリアより保全エリアを優先的に反映しております。
14	本件報告書 p. 3-46 の図 3-38 及び p. 3-48 の図 3-40 によれば、一次ゾーニングの段階では、女満別ゴルフコースは「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」には該当せず、「考慮対象事項」として調整エリアに位置づけられていた。しかし、最終的なゾーニングの結果、女満別ゴルフコースは保全エリアへと変更されている。本件報告書 p. 4-56 の表 4-42 には、町民意見として「観光・	No. 10 の回答に同じです。

No	意見	回答
	<p>産業的に重要な稼働中の施設（ゴルフ場等）をメガソーラーに転換することも反対」との意見が記載され、これが反映された旨が示されている。しかし、かかる町民意見が、温対法及び同施行規則、並びに北海道環境配慮基準に基づく一次ゾーニングの分類を変更するに足りる根拠として重要かつ十分とされた理由は、本件報告書上明らかでない。その根拠の明示を求める。</p>	
15	<p>本件報告書概要版 p.3（スライド7）の「保全エリア/町民意見」の項目に女満別ゴルフコースが掲記されているが、同欄に反映された具体的な町民意見の内容は明示されていない。当該記載の根拠となった町民意見の具体的な内容を開示することを求める。</p>	<p>ご指摘の資料は概要版であることから、紙面の関係上、町民意見は省略しております。なお、根拠となる町民意見は本編 p.4-56 に記載しております。</p>
16	<p>本件報告書 p.4-3 から p.4-17（表 4-3 から表 4-13）によれば、2025年10月6日に実施された町民ワークショップにおいて、女満別ゴルフコースは「再エネを導入すべきではない場所」として特定施設として挙げられていない。本件報告書は、かかる事実にもかかわらず最終的なゾーニングにおいて保全エリアへの変更が行われた経緯及びその根拠を明示していない。それらの事項について、明示することを求める。</p>	<p>町民ワークショップ以外に、アンケート、ゼロカーボン推進委員会における町民意見を基に、女満別ゴルフコースを保全エリアとしております。この点については、報告書 p.4-56 に記載しております。</p>
17	<p>本件報告書 p.4-49 の図 4-14（地図への意見）において、朝日ヶ丘公園を囲う点線の範囲内に女満別ゴルフコースが含まれているが、女満別ゴルフコースが当該範囲に含まれた理由が本件報告書上明示されていない。その理由を明示することを求める。</p>	<p>図 4-14（報告書 p.4-49）は、ゼロカーボン推進委員会における地図への回答結果そのものを図示したものとなります。なお、この点線の直接的なゾーニングへの反映はしておりません。</p>
18	<p>本件報告書 p.8-2 から p.8-4（表 8-1 から表 8-5）においては、屋</p>	<p>本ゾーニングマップは、地域脱炭素化促進事業として実施する再エ</p>

No	意見	回答
	<p>根置き太陽光発電設備を脱炭素化に向けた取り組みの好事例として紹介している。一方、最終的なゾーニングにおいて女満別ゴルフコースが保全エリアに指定された結果、クラブハウスや倉庫等の建物への屋根置き設備を含む全ての再生可能エネルギー設備の導入が事実上制約される懸念がある。本件報告書の第8章が推奨する脱炭素化の取り組みと、同報告書が導いたゾーニング結果との間に生じる矛盾について、どのように整理されているのか説明を求める。また、当該整理について本件報告書上においても明示的に記載することを求める。</p>	<p>ネ事業を除き、その区域における開発行為等を法的に規制するものではない（報告書 p.6-5）。また、報告書 p.8-2～p.8-4 は取組例の紹介であり、推奨する脱炭素化の取り組みではない。</p>
19	<p>本件報告書で策定されたゾーニング結果が、本件条例第7条及び第8条に基づく抑制区域の指定に際してどのように用いられるかを明示することを求める。特に、本件報告書上の「保全エリア」の指定と本件条例上の「抑制区域」の指定との対応関係（両者が連動するか否か、及びゾーニング結果が抑制区域指定の際に参照される手続及び基準）を明らかにすることを求める。</p>	<p>本件報告書におけるゾーニング結果は、土地利用、環境保全、災害リスク及び生活環境等の観点を総合的に整理し、再生可能エネルギー発電施設の適正な立地誘導を図るための基礎資料として作成したものです。</p> <p>ご指摘のとおり、報告書における「保全エリア」と、本件条例第7条及び第8条に基づく「抑制区域」との関係については、以下のとおり整理しています。</p> <p>まず、保全エリアは直ちに条例上の抑制区域に指定されるものではなく、両者は一対一で自動的に連動するものではありません。</p> <p>一方で、保全エリアは、抑制区域の指定を検討する際の重要な判断材料（基礎資料）として参照されるものと位置付けています。</p> <p>抑制区域の指定にあたっては、条例第8条各号に掲げる基準に基づき、</p>

No	意見	回答
		<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用の状況 ・環境保全上の必要性 ・災害リスク ・生活環境への影響 <p>等を総合的に勘案し、個別具体的に判断することとなります。</p> <p>その際、本件報告書のゾーニング結果については、保全エリアの区分やその設定理由、並びに作成過程で整理された各種情報（いわゆる情報層）を踏まえ、抑制区域指定の妥当性を判断するための参考資料として活用します。</p> <p>また、抑制区域の具体的な指定にあたっては、関係法令との整合性を確保するとともに、必要に応じて関係者への説明や意見聴取を行うなど、適正な手続きの確保に努めてまいります。</p> <p>以上のとおり、本件報告書のゾーニング結果は、抑制区域指定の際に直接的に区域を決定するものではなく、条例に基づく判断を補完する資料として位置付け、適切に運用してまいります。</p>
20	<p>本件報告書は温対法に基づく促進区域の設定支援を目的とするものであるが、本件報告書第2章（p. 2-11～p. 2-12）は本件条例の抑制区域制度を「関連制度・基準」として整理しており、本件報告書のゾーニング結果が本件条例の運用と一体のものとして位置づけられていることがうかがわれる。しかし、本件報告書の「保全エリア」と本件条例の「抑制区域」との対応関係、及びゾーニング結果が抑制区域指定においていかに参照されるかが、本件報告書上明確でな</p>	<p>No. 19 の回答に同じです。</p>

No	意見	回答
	<p>い。温対法上、「促進区域」及び「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域」の設定においては、環境省令及び都道府県が定める基準のみが法定の根拠とされている。したがって、本件報告書のゾーニング結果が本件条例上の行政判断においていかに位置づけられるかは、事業者が自らの事業計画を適切に策定するうえで不可欠な情報であり、その関係を明示することを求める。</p>	
21	<p>本件報告書 p. 2-11～p. 2-12 において「関連制度」として整理・前提とされている本件条例第 7 条の「抑制区域」制度は、温対法上に明示的な根拠を有しない大空町独自の上乗せ規制であると解される。本件報告書が前提とするかかる制度の法的正当性について、大空町の見解を明示することを求める。</p>	<p>No. 10、19 の回答に同じです。</p>
22	<p>温対法は「温室効果ガスの排出の量の削減等を促進する」ことを目的として定められており（第 1 条）、同法が定める促進区域及び除外区域の外側において再生可能エネルギー事業を規制する根拠規定は存在しない。しかし、本件報告書が「関連制度」として整理する本件条例第 7 条は、町長が事業者に対して抑制区域を事業区域から除外するよう求めることができる権限（第 1 項）と、事業者が抑制区域を事業区域に含まないよう配慮しなければならない義務（第 2 項）の二層構造を設けており、温対法の促進の枠組みを超えた制約を創設するものである。温対法が再生可能エネルギーの促進を基本的方向として定めているにもかかわらず、本件報告書がかかる制度を前提としてゾーニング結果を導くことの整合性について、説明を</p>	<p>ゾーニング結果は、No. 10 の回答の通り、温対法に基づき導いたものです。本件条例第 7 条は、このような観点から、地域の実情に応じた適正な土地利用の誘導を図るために、事業者に対して必要な配慮や協議を求める規定として設けているものであり、再生可能エネルギー事業を一律に規制することを目的とするものではありません。</p> <p>また、同条に基づく対応は、事業者に対して直ちに法的拘束力を伴う一律の禁止を課すものではなく、個別具体の事案ごとに、関係法令との整合性を確保しつつ、環境保全や生活環境への影響等を総合的に勘案しながら運用するものです。</p> <p>本件報告書におけるゾーニング結果についても、温対法に基づく促</p>

No	意見	回答
	<p>求める。</p>	<p>進の考え方と整合を図りつつ、地域における受容性や環境条件等を踏まえた適正な立地の考え方を示す基礎資料として位置付けており、再生可能エネルギーの導入と地域との調和の両立を図るためのものです。</p> <p>今後の運用にあたっては、温対法の趣旨を踏まえつつ、本件条例の目的である地域環境の保全及び住民生活の安定とのバランスを確保しながら、適切に対応してまいります。</p> <p>再生可能エネルギーの導入を円滑に進めるためにも、地域との合意形成や適切な立地誘導は重要であると認識しております。</p>
23	<p>本件報告書 p. 2-11～p. 2-12 が「関連制度」として整理している本件条例第 8 条の抑制区域指定基準は、温対法施行規則第 5 条の 2 第 1 項が定める基準と複数の点において乖離しており、本件報告書が前提とする制度的枠組みとして適切か否かについて大空町の見解を求める。</p> <p>温対法施行規則は、鳥獣保護区については「国指定鳥獣保護区の特別保護地区」のみを絶対的除外区域としており（第 5 条の 2 第 1 項第 1 号ハ）、都道府県指定の鳥獣保護区及び国指定鳥獣保護区の普通地域部分は絶対的除外区域ではない。しかし、本件報告書が前提とする本件条例第 8 条第 9 号は「鳥獣保護区及び特別保護地区」と規定し、国指定・都道府県指定の別を問わず、また普通地域部分も含めた全ての鳥獣保護区を抑制区域とするものであって、温対法施行規則が定める範囲を大幅に超えた規制となっている。</p>	<p>ゾーニングは、温対法第 21 条第 6 項に規定する都道府県が定める促進区域の設定に関する基準である北海道「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（令和 6 年 11 月）」を基に実施しています。ご指摘の「鳥獣保護区及び特別保護地区」、「砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び保安林」、「国立公園及び国定公園」は、上記の北海道基準に基づくものであることから、ゾーニングは適切と考えます。</p>

No	意見	回答
	<p>また、温対法施行規則第5条の2第1項第2号が列举する砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び保安林については、同施行規則上は「条件付きで促進区域への包含が認められる区域」として設計されているにもかかわらず、本件条例はこれらを一律に抑制区域として取り扱っており、本件報告書が前提とする制度的枠組みは、温対法が条件付きで容認した区域についても事業者配慮義務を課すものとなっている。</p> <p>さらに、温対法施行規則では自然公園法上の特別保護地区・海城公園地区・第一種特別地域のみを絶対的除外区域とし（第5条の2第1項第1号ロ）、それ以外の国立・国定公園区域は条件付き包含可としている（同第2号イ）。しかし、本件条例第8条第10号は「国立公園及び国定公園」を区域種別の区分なく一律に抑制区域としており、本件報告書が前提とする制度的枠組みは、温対法が条件付きで容認した区域をも一律に規制の対象に取り込むものとなっている。これらの乖離の合理的根拠を、本件報告書の策定主体として明示することを求める。</p>	
24	<p>本件報告書が関連制度と整理する本件条例第8条第11号が定める「前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める区域」の規定は、抑制区域指定に係る町長の裁量の範囲を無限定に拡張するおそれがある。本件報告書のゾーニング結果が同号に基づく抑制区域指定に用いられる可能性がある場合、その要件・基準及び適用の範囲を明示することを求める。</p>	No. 19、22 の回答に同じです。

No	意見	回答
25	<p>本件条例第8条第11号は、各号に列挙された区域に加え「町長が特に必要と認める区域」を抑制区域として指定できる包括的裁量規定を設けているが、本件条例はその要件・基準・手続を具体的に定めていない。本件報告書のゾーニング策定において収集された町民意見（第4章）が、本件条例第8条第1号から第10号の各号に該当しない場合でも、同条第11号を根拠として抑制区域指定に反映される可能性があるか否かが、本件報告書上明らかでない。本件報告書は、かかる包括的裁量規定を「関連制度」として前提にゾーニング結果を導いており、今回収集された町民意見の結果が同条第11号を根拠として抑制区域指定に反映される可能性があるかを含め、本件報告書におけるゾーニング結果が同号の運用においていかに参照され、運用されるかを明示することを求める。</p>	<p>本件報告書におけるゾーニング結果は、土地利用、環境保全、災害リスク及び生活環境等の観点に加え、パブリックコメントにより把握した町民意見を踏まえ、再生可能エネルギー発電施設の適正な立地誘導を図るための基礎資料として整理したものです。</p> <p>ご指摘の本件条例第8条第11号は、同条第1号から第10号に該当しない場合においても、地域の実情に応じて必要な対応を可能とするための補完的規定であり、その適用にあたっては個別具体的な事情を踏まえた判断が求められるものと認識しています。</p> <p>本件報告書において収集した町民意見については、まず条例第8条第1号から第10号への該当性を検討することを基本とし、これらに明確に該当しない場合であっても、生活環境、自然環境、景観その他の観点から特に配慮が必要と認められる場合には、第11号の適用の可否を検討する際の参考とすることがあります。</p> <p>ただし、ゾーニング結果及び町民意見は、直ちに抑制区域の指定を決定するものではなく、第11号の適用を含めた判断における基礎資料の一つとして位置付けるものであり、当該規定の運用にあたっては、客観的事実、関係法令との整合性及び公平性・合理性を十分に踏まえ、慎重に判断してまいります。</p> <p>なお、具体の抑制区域の指定に際しては、必要に応じて関係者への説明や意見聴取を行うなど、適正手続の確保に努めてまいります。</p>
26	<p>本件報告書が関連制度と整理する本件条例第7条及び第8条の運用に当たっては、本件報告書のゾーニング策定の時点において既に事</p>	<p>本件報告書におけるゾーニング結果は、再生可能エネルギー発電施設の適正な立地誘導を図るための基礎資料として整理したものであ</p>

No	意見	回答
	<p>業計画を有する事業者の正当な権利及び期待利益が不当に侵害されることのないよう、適正手続の確保を求める。今後、本件報告書におけるゾーニング結果について、再生可能エネルギー事業を現在営む者、及び温対法第 21 条第 11 項及び同施行規則第 2 条に基づく地域脱炭素化促進事業を行うと見込まれる事業者等に対して、個別に説明や意見交換を行う予定があるか、明示することを求める。</p>	<p>り、これ自体が直ちに事業の可否を決定するものではありません。本件条例第 7 条及び第 8 条の運用にあたっては、ご指摘のとおり、ゾーニング策定時点において既に事業計画を有する事業者の正当な権利及び期待利益が不当に侵害されることのないよう、関係法令との整合性を図りつつ、適正手続の確保に十分配慮してまいります。また、既存の事業者や事業計画を有する者に対しては、必要に応じて個別の状況を踏まえた丁寧な説明を行うとともに、意見を聴取しながら適切に対応してまいります。</p> <p>さらに、今後の抑制区域の指定や運用にあたっては、再生可能エネルギー事業を現在営む者や、地域脱炭素化促進事業を行うことが見込まれる事業者等に対しても、制度の内容やゾーニング結果の位置付けについて、機会を捉えて情報提供や意見交換を行うなど、理解の促進と円滑な運用に努めてまいります。</p>
27	<p>本件条例第 7 条は、町長が事業者に対して抑制区域を事業区域から除外するよう求めることができると定めているが、当該求めに対して事業者がいかなる手続において不服を申し立てることができるかについて、本件条例及び本件報告書のいずれにも明示がない。本件報告書のゾーニング結果を前提として運用される可能性のある抑制区域制度においては、事業者の事業活動に制約を及ぼす行政上の求め又は指導に際してその根拠・理由・不服申立手続を明確にすることが、適正手続の観点から不可欠である。温対法の目的が再生可能エネルギーの「促進」にある以上、これと逆方向に機能する本件報</p>	<p>本件条例第 7 条に基づく町長からの求めは、再生可能エネルギー発電施設の適正な立地誘導を図る観点から、事業者に対し事業計画の見直しについて協議をお願いする趣旨のものであり、個別の事情を踏まえながら対応するものです。</p> <p>ご指摘の不服申立てに関する手続きについては、本件条例及び本件報告書において明示的な規定は設けておりませんが、当該求めに係る対応にあたっては、事業者の正当な権利及び期待利益に十分配慮することを前提としております。</p> <p>このため、町としては、一方的な対応とならないよう、事業者に対</p>

No	意見	回答
	<p>告書の保全エリア・抑制区域制度の運用に際しては、特に事業者の権利保護及び行政の説明責任の徹底を求める。</p>	<p>して丁寧な説明を行うとともに、意見を十分に伺いながら協議を重ね、相互理解のもとで対応してまいります。また、No. 2、23 のとおり、ゾーニングは温対法第 21 条第 6 項に規定する都道府県が定める促進区域の設定に関する基準である北海道「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（令和 6 年 11 月）」を基に実施しており、温対法の目的に即したものであると考えております。</p>